

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和5年2月17日から同年3月18日まで、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、3件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて、「商業登記規則等の一部を改正する省令」として、令和5年6月12日（月）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>改正後の第9条第1項第5号において、印鑑を提出する者を「当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者」としてしています。</p> <p>一方、他の箇所においては「当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者」としてしています。</p> <p>「日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者」ではない者を「外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者」として選任することを認めないのであれば、全て「当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者」とすべきです。</p>	<p>改正後の第9条第1項第5号において、印鑑を提出する者を「外国会社の日本における代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者）」としているのは、ここでは括弧書きの前で外国会社の日本における代表者が自然人・法人両方含むことを前提にした規定であるためであり、括弧書きの前で外国会社の日本における代表者が法人であることを前提にしている他の箇所とは規定ぶりが異なります。</p>
2	<p>第9条第5項第1号のただし書については、印鑑の廃止の届出をした登記所と新たに印鑑を提出する登記所は同一のものである必要はないと解釈していますが、もし同一の登記所に限られるのであれば、その旨を明確に規定すべきです。</p>	<p>印鑑の廃止の届出をした登記所と新たに印鑑を提出する登記所は同一のものである必要があります。</p>
3	<p>第9条第14号の「数人の商号使用者が共同して商号を使用している場合」については、ひとつの登記記録に複数の商号使用者を記録することを許容するとして（商業登記法第27条により共同して商号を使用する商号使用者ごとの登記を認めることは困難である）会社法人等番号をどうするのか、印鑑を提出した商号使用者が単独で登記申請をしていいのか、第52条の2の承諾書は印鑑を提出した商号使用者のものだけで足りるのかといった様々な問題となり得る手続について何も規定が置かれていないため、印鑑の提出について規定するのであれば、他の必要な規定についても整備すべきです。</p>	<p>頂いた御意見については今後の商業登記規則改正の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、会社法人等番号は登記記録単位で記録されます。</p> <p>また、印鑑を提出した商号使用者による単独の登記申請は認められ、商業登記規則第52条の2の承諾書は全ての商号使用者のものが必要と考えております。</p>

4	<p>【意見】</p> <p>規則第9条第5項第1号但書では、印鑑の廃止の届出をした商号使用者が当該届出をしたときから二年以内に同一の印鑑を提出した場合には、市町村長の作成した印鑑証明書の添付を要しないとされている。</p> <p>しかし、この場合でも、印鑑届出書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該印鑑提出者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない、とすべきであると考える。</p> <p>【理由】</p> <p>商号使用者が、印鑑の廃止の届出をした後に死亡した場合でも、二年以内に同一の印鑑を提出した場合には、商号使用者ではない者が、商号使用者に成りすますことができる可能性がある。</p> <p>そこで、規則第9条第5項第1号但書の場合であっても、本人確認のために、商号使用者の印鑑証明書に代わり本人確認証明書を添付する旨の規定は設けるべきである。</p>	<p>頂いた御意見については今後の商業登記規則改正の参考とさせていただきます。</p>
---	---	---

<p>5</p>	<p>今回の「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則」の改正以降、投資事業有限責任組合（LPS）の無限責任組合員（GP）が有限責任事業組合（LLP）である場合には、当該LLPそれ自体をGPとして登記することができるようになるという理解ですが、これまでの法務局の運用上は、上記の取扱いが認められておらず、これを踏まえて、実務上、LPSに係る組合契約書の中ではLLPがGPであるとしつつも、登記手続との関係では、LLPの構成員（個人・法人）の全部又は一部をGPとして登記する、という取扱いが行われていた理解です。この点を踏まえて以下の点の取扱いについてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>(1)改正以後は、LPSの組合契約上のGP がLLPである場合、LLPの構成員（個人・法人）の全部又は一部をGPであるとして登記申請を行ったとしても、不適法として、受理されない取扱いになるのでしょうか。</p> <p>(2)従前の運用を踏まえて、LPSの組合契約上のGP がLLPであるものの、登記上は、LLPの構成員（個人・法人）の全部又は一部がGPである形で表示されているというケースについては、今回の改正以後、(i)遅滞なく、LLPそれ自体をGPとするよう変更登記を実施しなければならない（そのまま変更登記を行わなければ、過料の対象になり得る）のか、(ii)かかる変更登記を行っても良いが行わなくても良いという整理なのか、(iii)かかる変更登記を行うことはできないのか、いずれのような解釈になるのでしょうか。</p> <p>(3)上記(2)において(i)又は(ii)の解釈になる場合、GPをLLPとする旨の変更登記を行おうとする際、どのような登記原因がどの時点で発生したことを前提に申請を行えば良いのでしょうか。</p> <p>(4)上記(2)において(i)又は(ii)の解釈になる場合、当該変更登記申請の際に、どのような書類を添付書類として提出すれば、受理いただけるのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の改正に伴う投資事業有限責任組合契約の登記の申請手続に関しては、法務省HPにおいてご案内する予定です。</p>
----------	--	--